

大切なあなたの一票のために！

投票用紙の書き方について



あなたの一票がきちんと反映されるために、投票用紙に正しく記載できているか、今一度確認してみましょう。

記載内容は選挙によって違う

選挙の種類によって書く内容は異なります。

投票所の記載台に貼ってある「氏名(名称)等掲示」や投票用紙の注意書きにしたがって正しく書きましょう。

地方選挙（市町村長選挙、市町村議会議員選挙、県知事選挙、県議会議員選挙）

□候補者ひとりの氏名

参議院議員通常選挙

□選挙区選出議員選挙：候補者ひとりの氏名

□比例代表選出議員選挙

：候補者ひとりの氏名またはひとつの政党等名称

衆議院議員総選挙

□小選挙区選出議員選挙：候補者ひとりの氏名

□比例代表選出議員選挙：ひとつの政党等名称

最高裁判所裁判官国民審査

□やめさせた方がよいと思う裁判官の氏名の上の欄に×
(やめさせたい裁判官がいなければ何も記載しない)

これはだめ？無効投票

公職選挙法第68条（無効投票）により、以下のような記載は無効になるおそれがあります。個々の票については開票管理者が判断します。

■ 所定の用紙を用いないもの

Ex.持ち込んだメモ、名刺

■ 候補者の氏名以外を書いたもの(他事記載)

Ex.応援メッセージ、氏名以外の記号など

| 候補者氏名 | 候補者氏名 |
|------------|--------|
| 茨城太郎がんばれ!! | ♡ 茨城太郎 |

| 候補者氏名 |
|-------|
| 茨城太郎 |

■ 2人以上の候補者の氏名を書いたもの

Ex.茨城太郎と水戸花子

■ 単に雑事を記載したもの

Ex.いたずら書き

| 候補者氏名 |
|-------|
| 😊 |

■ 自書しないもの

Ex.ゴム印



候補者の氏名や政党等の漢字が難しい場合は、ひらがなやカタカナで書いても有効です。投票したい人の氏名を正しく書いて、貴重な一票をとどけましょう。

